

評議員会会議資料

(平成28年度第3回)

平成29年3月30日(木)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成 28 年度 第 3 回 神栖市社会福祉協議会評議員会次第

日 時：平成 29 年 3 月 30 日(木)

午後 2 時 00 分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第 1 号 会員規程の一部改正について

議案第 2 号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

議案第 3 号 役員選任規程の一部改正について

議案第 4 号 財政調整積立金の一部処分にかかる平成 28 年度補正予算(案)について

議案第 5 号 平成 29 年度 神栖市社会福祉協議会事業計画 (案) について

議案第 6 号 平成 29 年度 社会福祉事業区分 収支予算 (案) について

議案第 7 号 平成 29 年度 公益事業区分 収支予算 (案) について

議案第1号

会員規程の一部改正について

<提案理由>

平成28年11月に策定した「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（神栖社協発展・強化計画）」に基づき、「特別会費額の見直し」「団体会員の創設」など、神栖市内の多くの市民や団体が、社協の構成員として参画できる環境をつくるため、別添（案）のとおり規程の一部を改正しようとするものです。

ご審議の上議決願います。

平成29年3月30日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成29年3月30日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第3回 評議員会

会員規程改正案

改正前の条文	改正後の条文(案)
<p>(目的) 第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第18条にもとづき、本会の会員に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(会員の種別) 第2条 本会の会員は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一般会員 本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加、協力及び支援する世帯及び個人。</p> <p>(2) 特別会員 本会の趣旨・目的に賛同して、支援する個人、団体。</p> <p>(3) 法人会員 本会の趣旨・目的に賛同して、支援する法人及び事業所。</p> <p>(会費) 第3条 会費は次に定める通りとする。</p> <p>(1) 一般会員 1口 年額1,000円(1口以上) (2) 特別会員 1口 年額5,000円(1口以上)</p> <p>(3) 法人会員 1口 年額10,000円 (2口以上)</p> <p>2 会費は毎年3月末までに事務局に納入するものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第32条にもとづき、本会の会員に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(会員の種別) 第2条 本会の会員は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一般会員 本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加、協力及び支援する世帯及び個人。</p> <p>(2) 特別会員 本会の趣旨・目的に賛同して、支援する世帯及び個人、団体。</p> <p>(3) 団体会員 本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加、協力及び支援するボランティアグループ、サークル、市民団体。</p> <p>(4) 法人会員 本会の趣旨・目的に賛同して、支援する法人及び事業所。</p> <p>(会費) 第3条 会費は次に定める通りとする。</p> <p>(1) 一般会員 1口 年額1,000円以上 (2) 特別会員 1口 年額2,000円以上 (3) 団体会員 年額3,000円以上 (4) 法人会員 1口 年額20,000円以上</p> <p>2 会費は毎年3月末までに事務局に納入するものとする。</p> <p>付 則 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (改訂第116号)</p>

議案第2号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

議案第3号 役員選任規程の一部改正について

<提案理由>

平成28年度第3回理事会（平成28年12月20日開催）、及び第2回評議員会（12月21日開催）で議決され、平成29年1月31日付けで所轄庁（神栖市）の認可を受けた本会新定款の、平成29年4月1日からの施行に向け、関連規程の各条文の整合を図るため、上記規程の一部を改正するものです。

ご審議の上議決願います。

平成29年3月30日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成29年3月30日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第3回 評議員会

常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程改正案

変更前の条文	変更後の条文（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は，社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第11条の規定に基づき常務理事（神栖市から派遣された一般職の職員である者を除く。）の報酬及び費用弁償に関し，必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は，社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第24条第1項の規定に基づき常務理事（神栖市から派遣された一般職の職員である者を除く。）の報酬及び費用弁償に関し，必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>付 則</p> <p>3 この規程は，平成29年4月1日から施行する。 （改訂第120号）</p>

役員選任規程改正案

変更前の条文	変更後の条文（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は，社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第10条に規定する役員を選任等に関し，必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（監 事）</p> <p>第3条 監事は，評議員会において，概ね次の個人又は団体から選任する。</p> <p>（1）社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査しうる者</p> <p>（2）社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者</p> <p>（辞 任）</p> <p>第4条 前2条の規定により，公職又は施設，団体等からの選出で役員となった者が，任期中その職を辞任又は団体等を退会したときは，役員職を失うものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は，社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第21条に規定する役員を選任等に関し，必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（監 事）</p> <p>第3条 監事は，評議員会において，概ね次の個人又は団体から選任する。</p> <p>（1）社会福祉法第44条に規定する財務管理について識見を有する者</p> <p>（2）社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者</p> <p>（退 任）</p> <p>第4条 前2条の規定により，公職又は施設，団体等からの選出で役員となった者が，任期中その職を辞任又は団体等を退会したときは，役員職を退任するものとする。ただし，定款第18条に定める定数に足りなくなるときは，退任後も，新たに選任された者が就任するまで，なお役員としての権利義務を有する。</p>

別表（第2条関係）

選出区分
1. 社会福祉事業を営む団体の役員
2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
3. 社会福祉事業について学識経験を有する者
4. 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) - 略 地域女性連絡協議会
5. 議会
6. 行政関係者
合計(18名)

別表（第2条関係）

選出区分
1. 社会福祉事業を営む団体の役員
2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
3. 社会福祉事業について学識経験を有する者
4. 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) - 略 更生保護女性会
5. 議会
6. 行政関係者
合計(15～18名)

付 則

2 この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(改訂第 122 号)

議案第4号

財政調整積立金の一部処分にかかる平成28年度補正予算(案)について

<提案理由>

本会の平成28年度収支につきましては、収入は概ね予算通りの確保が見込まれ、支出においても収入額の範囲での執行となっており、指定管理事業も含め支出超過となる事業は発生しておりませんが、一部の収入が平成29年4月以降の入金となることから、特に年度末において、支払のための運転資金が不足する状況となっております。

そのため、本会が保有する積立資産を活用して当面の支払資金とするため、財政調整積立金設置管理規程第6条の規定に基づき、財政調整積立金(現在額1,000万円)の一部を処分することについて、処分にかかる平成28年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)と併せ、ご審議の上議決願います。

今回処分する金額

3,000,000円

平成29年3月30日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成29年3月30日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第3回 評議員会

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 平成28年度 社会福祉事業区分補正予算書(案)

勘定科目		当初予算額	補正予算額	補正後予算額	備考	
事業活動による収支	収入	会費収入	16,674,000		16,674,000	
		寄附金収入	3,801,000		3,801,000	
		経常経費補助金収入	82,289,000		82,289,000	
		受託金収入	21,861,000		21,861,000	※1
		事業収入	25,512,000		25,512,000	
		介護保険事業収入	3,592,000		3,592,000	※2
		就労支援事業収入	1,638,000		1,638,000	
		障害福祉サービス等事業収入	80,858,000		80,858,000	※3
		受取利息配当金収入	96,000		96,000	
		その他の収入	846,000		846,000	
事業活動収入計(1)		237,167,000	0	237,167,000		
事業活動による収支	支出	人件費支出	210,655,000		210,655,000	
		事業費支出	18,848,000		18,848,000	
		事務費支出	15,791,000		15,791,000	
		就労支援事業支出	1,694,000		1,694,000	
		受託事業等支出	389,000		389,000	
		共同募金配分金事業費	375,000		375,000	
		助成金支出	1,473,000		1,473,000	
事業活動支出計(2)		249,225,000	0	249,225,000		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△ 12,058,000	0	△ 12,058,000		
施設整備等	固定資産売却収入	2,000		2,000		
	施設整備等収入計(4)		2,000	0	2,000	
	固定資産取得支出	260,000		260,000		
	施設整備等支出計(5)		260,000	0	260,000	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 258,000	0	△ 258,000	
その他の活動による収支	収入	基金積立資産取崩収入	2,000,000	0	2,000,000	
		積立資産取崩収入	6,800,000	3,000,000	9,800,000	残金700万円
		財政調整積立資産取崩収入	5,000,000	3,000,000	8,000,000	
		退職手当積立資産取崩収入	1,800,000		1,800,000	
		事業区分間繰入金収入	792,000		792,000	
	拠点区分間繰入金収入	9,882,000		9,882,000		
	その他の活動収入計(7)		19,474,000	3,000,000	22,474,000	
	支出	基金積立資産支出	1,000		1,000	
		拠点区分間繰入金支出	9,882,000		9,882,000	
		その他の活動支出計(8)		9,883,000	0	9,883,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		9,591,000	3,000,000	12,591,000		
予備費支出(10)		2,061,000	3,000,000	5,061,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 4,786,000	0	△ 4,786,000		
前期末支払資金残高(12)		4,786,000	0	4,786,000		
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0		
予算総額		261,429,000	3,000,000	264,429,000		

※1神栖市受託事業の受託金(2事業。4/4期分)が4月以降の精算。170万円程度。

※2, 3 茨城県国保連からの介護報酬(2・3月提供分)が4月以降の精算。1,300万円程度。

議案第5号

神栖市社会福祉協議会 平成29年度事業計画（案）について

<提案理由>

「第4次地域福祉活動計画（平成27年度～31年度）」及び「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展 強化計画。平成29年度～31年度）」に基づき、平成29年度本会事業計画(案)を、別添「平成29年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり策定しました。

審議の上、議決願います。

平成29年3月30日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成29年3月30日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第3回 評議員会

議案第6号

平成29年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

平成29年度事業計画に基づき、社会福祉事業区分の平成29年度計資金収支予算(案)を、別添「平成29年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、財政調整積立金の一部処分を行い、また、事業実施等の経費について福祉活動基金の一部処分を行うこととしております。

具体的な処分理由は以下の通りです。併せて審議の上、議決願います。

○財政調整積立金（29年度当初残高見込：700万円）の一部を処分する理由

- ・市からの法人運営費助成金減額分の補填（要望額に対し △400万円）
- ・処分予定額（当初予算案に計上）：400万円

○福祉活動基金（29年度当初残高：14,000万円）の一部を処分する理由

- ・福祉後見サポートセンターかみす、福祉感謝会、一人暮らし高齢者社会参加事業など、自主事業の拡大・充実のための財源として基金を活用
- ・これまで基金運用益及び寄付金収入を使用して実施してきた「ボランティア助成（ボランティアグループ、市内学校等）」の新たな助成原資として基金を活用
- ・処分予定額（当初予算案に計上）：200万円

平成29年3月30日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成29年3月30日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第3回 評議員会

議案第7号

平成29年度 公益事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

平成29年度事業計画に基づき、公益事業区分の平成29年度計資金収支予算(案)を、別添「平成29年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

審議の上議決願います。

平成29年3月30日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成29年3月30日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成28年度 第3回 評議員会